

玉村町自治基本条例（仮称）審議会



玉村町自治基本条例（仮称）をつくるにあたり、その内容を検討するため、町長の附属機関として、玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会が設置されました。

審議会は、町長の諮問に応じ、玉村町自治基本条例（仮称）の策定に関する必要な事項を調査審議し、答申します。平成18年2月24日に、委嘱式が行

われ、審議が始まりました。

当初は住民自治についての知識も浅く手探りの状態ではありましたが、専門家の研修を受け、様々な意見を重ねる中で、私たち住民が積極的にまちづくりに参画することや、住民と町、議会がともに手を取り合い、協働してまちづくりを行うことの重要性を認識することができ、今後の玉村町の方向性を見出すことができたと考えています。

草案策定研究会のみなさんが心血を注いで策定された草案をもとに、審議委員会でも真剣に審議を重ねてまいりました。

平成18年7月4日まで計6回の審議会を開催し、同月13日に町長に答申しました。

委嘱式と第1回の審議会の様子



町長に答申の様子

左は貫井町長・中は石関会長・右は原副会長

